

湯河原町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) (略) (3) 保護者等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者及び現に<u>児童</u>を監護する者をいう。 (学校給食の実施) 第3条 町は、湯河原町学校設置条例(昭和39年湯河原町条例第13号)第2条に規定する<u>小学校</u>において学校給食を実施するものとする。 (学校給食費の徴収) 第4条 町長は、学校給食を受ける<u>児童</u>の保護者等、教職員その他学校給食を受ける者から学校給食費を徴収する。 (学校給食費の額) 第5条 <u>児童</u>の保護者等、教職員その他学校給食を受ける者が負担する学校給食費の月額、給食1食当たりの費用、給食を実施する日数等を基礎として、規則で定める額とする。 (学校給食費の納付) 第6条 学校給食を受ける<u>児童</u>の保護者等、教職員その他学校給食を受ける者は、規則で定める日までに学校給食費を納付しなければならない。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) (略) (3) 保護者等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者及び現に<u>児童又は生徒</u>を監護する者をいう。 (学校給食の実施) 第3条 町は、湯河原町学校設置条例(昭和39年湯河原町条例第13条)第2条に規定する<u>小学校及び同条例第3条に規定する中学校</u>において学校給食を実施するものとする。 (学校給食費の徴収) 第4条 町長は、学校給食を受ける<u>児童又は生徒</u>の保護者等、教職員その他学校給食を受ける者から学校給食費を徴収する。 (学校給食費の額) 第5条 <u>児童又は生徒</u>の保護者等、教職員その他学校給食を受ける者が負担する学校給食費の月額、給食1食当たりの費用、給食を実施する日数等を基礎として、規則で定める額とする。 (学校給食費の納付) 第6条 学校給食を受ける<u>児童又は生徒</u>の保護者等、教職員その他学校給食を受ける者は、規則で定める日までに学校給食費を納付しなければならない。	

現 行	改 正 後	備 考
	附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の湯河原町学校給食費に関する条例の規定は、令和7年9月1日以後の学校給食費について適用し、同年8月31日までの学校給食費については、なお従前の例による。	